

IASB が非金融負債に関する規定の改訂を提案

重要ポイント

- ▶ 2024 年 11 月 12 日、IASB は公開草案「引当金一時的を絞った改善」(IAS 第 37 号の改訂案)を公表した。
- ▶ 本改訂案は「現在の義務」の要件に関する規定の明確化を意図する。
- ▶ 本改訂案では、将来の支出を現在価値に割り引くために使用されるレート及び引当金を測定するにあたり含めるコストに関するガイダンスが追加されている。
- ▶ 「IAS 第 37 号に関する適用ガイダンス」は、本改訂案を反映するために修正、拡充される。
- ▶ 本公開草案のコメント提出期限は 2025 年 3 月 12 日である。

要約

2024 年 11 月 12 日、国際会計基準審議会 (IASB) は公開草案「引当金一時的を絞った改善」(IAS 第 37 号の改訂案)を公表した。本改訂案は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の適用に関してある難しさを指摘していた利害関係者からのフィードバックに応えるものである。

本公開草案は IAS 第 37 号の 3 つの観点からの的を絞った改善を提案している。

- ▶ 現在の義務の認識要件
- ▶ 引当金を測定するにあたり含めるコスト
- ▶ 割引率に関する規定

さらに、IASB は、「IAS 第 37 号に関する適用ガイダンス」、割引率の新しい開示規定、及びこれに伴って生じるその他の IFRS 会計基準の改訂についても提案した。

現在の義務の認識要件に対する改訂案

今回の IASB の改訂案は、現在の義務の要件に関する規定を明確化し、さらには一部の引当金、特に賦課金の認識時期について変更することを目指している。

IASB は、2018 年の「財務報告に関する概念フレームワーク(概念フレームワーク)」に整合するように負債の定義を更新することを提案している。義務発生事象に関する現在の規定が、3 つの個別の条件(義務、移転及び過去の事象)に置き換わることになる。改訂案には、各条件をサポートするための規定に関する別個のセクションが含まれている。

本改訂案により IFRIC 第 21 号「賦課金」の規定も置き換えられ、IFRIC 第 21 号は廃止される予定である。これにより、賦課金の会計処理が引当金の一般的な規定と一致することになる。ただし、2 つもしくはそれ以上の特定の行為(又は事象)の後にのみ、又は特定の基準値を超えた場合にのみ賦課金が発生する場合の新しい規定が提案されている。企業は 2 番目の事象を回避する実務上の能力を有していない場合には、最初の行為又は事象の後に引当金を認識する必要が生じる。

本改訂案は、IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」の規定に取って代わり、IFRIC 第 6 号は廃止される。

潜在的に誤解を与える用語を除外するために、リストラクチャリング引当金に関する規定が本改訂案により明確にされる。ただし、リストラクチャリング引当金に関する規定を適用した結果が変わることは意図していない。

引当金を測定するにあたり含めるコストに対する改訂案

IAS 第 37 号は、引当金を現在の義務を決済するために求められる支出の最善の見積りで測定することを企業に求めている。IASB は、この支出は義務に直接関係するコストで構成されるということを定める提案をしており、当該コストには、義務を決済するための増分コストとその種の義務の決済に直接的に関係する他のコストの配分の両方が含まれる。

本改訂案の目的は、契約が不利であるかどうかを判断する際に、IAS 第 37 号ですでに規定されているのと同じコストを、引当金の測定においても企業が考慮することを明確にすることである。

割引率の規定に対する改訂案

割引率に関する改訂案は、企業が引当金を測定する際に使用する割引率のばらつきを減らすことを目的にしている。これにより財務諸表の透明性と比較可能性が高まる。IASB は、(i) リスクフリーレートにより表される貨幣の時間価値及び、(ii) 期待キャッシュ・フローに前もって反映されていない場合の、義務を決済するのに必要な支出のリスクを反映するレートを用いて、企業は引当金を割り引くことを定める提案をしている。改訂案はまた、割引率には不履行リスクが含まれないということを明確にしている。IASB は、様々なアプローチが適切になるということを確認しており、企業は適切なリスクフリーレートをどのように決定すべきかについては提案しないこととした。IASB はその代わりに、使用した割引率及びそれらの割引率を決定するのに使用したアプローチを開示することを企業に求めることを提案している。

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

本資料は 010295-24Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp

適用ガイダンスに対する改訂案

IASB は、以下を行うことで適用ガイダンスを改訂することを提案している。

- ▶ 本基準の主要な認識規定を要約している図表を、引当金を認識する際の 3 つの個別の条件を適用するプロセス及び、各要件を満たす又は満たさない場合の結果をまとめた、3 つの部分からなるディシジョン・ツリーに置き換える。
- ▶ 現在の義務の認識要件に定められる条件の分析を拡充することで既存の設例を改訂する。
- ▶ IFRIC 第 6 号、IFRIC 第 21 号及び IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定「負の低排出車クレジット¹」及び「気候関連のコミットメント²」に類似する事実パターンへの認識要件の適用を例示するさらなる設例を追加する。

その他の IFRS 会計基準に対する改訂案

IASB はまた、IAS 第 37 号の改訂案に基づき、以下のその他の IFRS 会計基準に生じる改訂も提案している。

- ▶ IFRS 第 3 号「企業結合」—IAS 第 37 号の範囲内になる負債及び偶発負債の当初認識原則の例外措置を除去する
- ▶ その他の IFRS 基準—その他の基準の表現を IAS 第 37 号の改訂後の規定に一致させる改訂

経過措置案

IASB は最終的な改訂については遡及適用すること、すなわち企業が当該改訂をこれまでも適用していたかのように比較情報が提供する最も古い事業年度の期首から適用することを提案している。ただし、この案には、引当金の測定値に含まれるコストと割引率の 2 つの例外が存在する。

次のステップ

コメント募集期限は 2025 年 3 月 12 日である。IASB は本提案のコンサルテーションの中で提出されたコメント・レターやその他のフィードバックを検討し、IAS 第 37 号を改訂すべきか、改訂する場合にはどのように改訂すべきかを決定する。

弊法人のコメント

我々は、引当金を認識する際に生じる数多くの適用上の問題を解消しようとする IASB の取組みを支持する。本提案の多くが既存の規定を明確化することを意図するものであるが、一部は既存の規定(たとえば、賦課金に関する規定)の変更になるものもある。

改訂案に対するフィードバックを利害関係者が IASB に提供されることを推奨する。

¹ IFRIC Update, 2022 年 6 月、IFRS 財団ウェブサイトで見覧可能

² IFRIC Update, 2024 年 3 月、IFRS 財団ウェブサイトで見覧可能